

証券コード 8742  
平成27年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号

## 株式会社 小林洋行

代表取締役社長 細 金 成 光

### 第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号  
KFCビル（3階 KFC Hall Annex）  
（国際ファッションセンター）  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第68期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第68期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |           |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件   |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kobayashiyoko.com/>）に掲載させていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kobayashiyoko.com/>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載していません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

(経済環境)

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の各種経済対策や日銀の追加金融緩和の効果による円安及び株高の進行に加え、年度後半は原油価格の下落も重なり、緩やかな景気回復基調が続きました。一方で、消費税増税後、個人消費マインドの回復が遅れているのに加え、アジアを中心とした新興国経済の成長鈍化など、海外景気の下振れリスクによる影響が懸念され、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

(経営環境)

当社グループの主たる事業である投資・金融サービス業においては、商品先物取引の市場規模が国内外共に縮小傾向にあるなか、年度前半は国際商品の値動きの停滞や個人投資家のマインド低下が、売買高の減少に繋がりました。しかし、年度後半にはギリシャのデフォルト危機の再燃がユーロ圏の経済回復基調の足かせとなったため、安全資産として見直された金に資金が流入しました。またOPECの減産見送りや北米のシェールオイル増産が、世界的に原油の供給過剰懸念を広げたため価格は下落し、石油製品の値動きが大きくなり、売買高の増加を牽引しました。売買高は回復基調にありますが、年度前半の売買高低迷が尾を引き、国内商品取引所の総売買高は、46,027千枚(前連結会計年度比4.9%減)と微減で推移しました。

生活・環境事業においては、環境意識の高まりや電力コストの増加により太陽光発電機やLED照明の需要は堅調に推移しました。また、スポーツ施設提供業においては、料金システムの改定や施設へのアクセス強化等の好条件が功を奏し、来場者数及び売上高を堅調に推移させることができました。

## (業績)

このような事業環境のもと、投資・金融サービス業においては、商品市況が低迷しているなかで、営業体制の強化が顧客数と預り資産の増加に繋がったことから、当社グループの受取手数料は1,478百万円（前連結会計年度比10.3%増）となりました。また、自己ディーリング部門は、80百万円の売買益（前連結会計年度は23百万円の売買損）となっております。

生活・環境事業においては、生命保険・損害保険の募集業務に関しましては、ファイナンシャルプランナーとの連携等による顧客層の開拓を進めるなど、引き続き収益の拡大に努め、募集手数料は90百万円（前連結会計年度比14.7%増）となりました。これ以外の太陽光発電機・LED照明等の売上高は、太陽光発電機の取扱いが増加したことで282百万円（同310.5%増）となり、映像コンテンツ配信業務の売上高43百万円（同26.7%減）などを加えた、売上高は416百万円（同101.5%増）となっております。

スポーツ施設提供業においては、料金システムの改定や施設へのアクセス強化が功を奏し、ゴルフ場の来場者数が堅調に推移したため、売上高は441百万円（同6.6%増）となっております。

不動産業においては、ビジネスホテル、マンション等の賃貸料収入により賃貸部門は堅調に推移しておりますが、販売部門は不動産価格の高騰により収益性を重視した慎重な売買を行ったことから、売上高が599百万円（同41.9%減）となり、その他の事業を含めた営業収益は3,121百万円（同1.4%増）、営業総利益は2,115百万円（同19.7%増）となっております。

一方、営業費用は2,358百万円（同3.7%増）となり、経常損失179百万円（前連結会計年度は412百万円の経常損失）となりました。また、投資有価証券売却益468百万円などの特別利益501百万円を計上しましたが、固定資産除却損35百万円などの特別損失53百万円を計上したため、当期純利益は171百万円（前連結会計年度比493.8%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

a. 投資・金融サービス業

当連結会計年度の投資・金融サービス業の営業収益は1,559百万円（前連結会計年度比18.4%増）、セグメント損失は58百万円（前連結会計年度は260百万円のセグメント損失）となりました。

b. 生活・環境事業

当連結会計年度の生活・環境事業の営業収益は416百万円（前連結会計年度比101.5%増）、セグメント損失は66百万円（前連結会計年度は56百万円のセグメント損失）となりました。

c. スポーツ施設提供業

当連結会計年度のスポーツ施設提供業の営業収益は441百万円（前連結会計年度比6.6%増）、セグメント利益は26百万円（同94.2%増）となりました。

d. 不動産業

当連結会計年度の不動産業の営業収益は599百万円（同41.9%減）、セグメント利益は180百万円（同12.2%増）となりました。

e. その他

当連結会計年度のインターネット広告業などの営業収益は104百万円（同3.6%減）、セグメント利益は19百万円（前連結会計年度は23百万円のセグメント損失）となりました。

## (営業収益の推移)

最近2事業年度における当社グループの営業収益及びその構成比は次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	第 67 期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)		第 68 期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)		
	金 額	構成比	金 額	構成比	
投資・金融サービス業		%		%	
受 取 手 数 料	商品先物取引	1,335,594	43.4	1,476,975	47.3
	証券取引等(金融商品仲介等)	4,522	0.1	1,432	0.0
	小 計	1,340,116	43.5	1,478,407	47.3
売 買 損 益	商品先物取引	△23,699	△0.7	80,251	2.6
	商品売買	△64	△0.0	—	—
	小 計	△23,764	△0.7	80,251	2.6
その他(情報提供報酬等)	647	0.0	490	0.0	
合 計	1,316,999	42.8	1,559,149	49.9	
生活・環境事業					
生命保険・損害保険の募集	78,737	2.6	90,346	2.9	
太陽光発電機・LED照明等の販売事業	68,752	2.2	282,255	9.1	
映像コンテンツ配信業務	58,809	1.9	43,122	1.4	
そ の 他	621	0.0	1,233	0.0	
合 計	206,919	6.7	416,958	13.4	
スポーツ施設提供業	414,070	13.5	441,212	14.1	
不 動 産 業	1,031,908	33.5	599,674	19.2	
そ の 他 の 事 業	108,478	3.5	104,622	3.4	
合 計	3,078,376	100.0	3,121,617	100.0	

(注) 1. 千円未満は、切り捨てて表示しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は301百万円で、その主なものは、不動産業の賃貸不動産建設費265百万円、賃貸不動産購入費36百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成27年2月27日を効力発生日として、株式会社三新電業社及び看板資材株式会社の全株式を取得いたしました。

当社の連結子会社株式会社フジトミは、平成27年2月27日を効力発生日として、HIGH END株式会社の第三者割当により発行した新株式の一部を引受けいたしました。なお、HIGH END社は平成27年4月22日付でBLUE EARTH株式会社に商号変更しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第65期 (平成24年3月期)	第66期 (平成25年3月期)	第67期 (平成26年3月期)	第68期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
営業収益	3,312,018千円	3,053,371千円	3,078,376千円	3,121,617千円
当期純利益または 当期純損失(△)	△921,315千円	△797,442千円	28,834千円	171,205千円
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)	△97円55銭	△84円43銭	3円05銭	18円13銭
総 資 産	15,299,861千円	14,581,488千円	14,714,801千円	15,678,875千円
純 資 産	11,456,281千円	10,909,746千円	10,699,024千円	10,888,661千円
1株当たり純資産	1,057円16銭	1,002円96銭	982円34銭	996円77銭

(注) 千円未満及び銭未満は、切り捨てて表示しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 フ ジ ト ミ	百万円 1,200	% 53.63	商品先物取引業 生命保険・損害保険の募集 太陽光発電機・LED照明等の販売事業 映像コンテンツ配信業務 不動産賃貸業、宅地建物取引業
株 式 会 社 共 和 ト ラ ス ト	700	100.00	商品先物取引業
株 式 会 社 日 本 ゴ ル フ 倶 楽 部	90	100.00 (17.64)	ゴルフ場関連事業
株 式 会 社 小 林 洋 行 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	60	100.00	インターネット広告業 コンピュータハードウェア・ソフトウェアの販売
株 式 会 社 三 新 電 業 社	3	100.00	広告用電設資材総合卸売業 LED照明等の販売事業
看 板 資 材 株 式 会 社	0	100.00	電飾看板電気材料等のインターネット通信販売事業

(注) 1. 百万円未満は、切り捨てて表示しております。

2. 当社の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。また( )内は、間接保有割合で内数であります。

3. 平成27年2月27日に株式会社三新電業社及び看板資材株式会社の全株式を取得し、両社を連結子会社といたしました。

4. 株式会社フジトミは、平成27年2月26日開催の取締役会において、HIGH END株式会社が実施した第三者割当増資を引受けることを決議し、平成27年2月27日付でHIGH END株式会社の株式を取得しました。これにより、HIGH END株式会社は持分法適用関連会社となりました。なお、同社は平成27年4月22日付でBLUE EARTH株式会社に商号変更しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが置かれている経営環境は、厳しい環境が続いていることから、経営資源の最適な配分を図るために、グループ事業の選択・再構築を押し進めております。このような状況のもと、対処すべき課題は、次のとおりであります。

##### 《投資・金融サービス業》

当社グループの営業総利益のうち、投資・金融サービス業による営業収益への依存度が高く、なかでも商品先物取引の受取手数料が最大の収入源となっていることから、顧客基盤の拡大が最優先課題となっております。同部門においては、お客様一人ひとりのニーズに応じた投資提案やサービスの提供、また運用環境に応じた投資セミナーや様々なツールによる情報提供などを充実させ、顧客数や預り資産の増加へと繋げてまいります。

##### 《生活・環境事業》

保険募集業務においては、ファイナンシャルプランナーとの連携や協業体制の拡大により、最大限のシナジー効果を発揮できるよう努めてまいります。また、太陽光発電機・LED照明等の販売につきましては、2020年の東京オリンピックに向け更なる需要が見込める分野と位置付け、M&A等積極的に行い、事業の拡大を図ってまいります。

##### 《不動産業》

不動産賃貸においては、当社グループの所有不動産を賃貸することで安定した収益を確保してまいります。また不動産売買においては、更なる安定収益の獲得を目的とした賃貸物件等を取得していくことに加え、積極的に不動産売買を行い、短期的な収益の獲得案件にバランス良く投資してまいります。

##### 《スポーツ施設提供業》

当社所有のゴルフ場（ゴールドエンクロスカントリークラブ）の来場者を増やすため、積極的な広報・営業活動や利用者満足度の向上に繋がるサービスの提供を図ってまいります。

これらの既存事業以外にも、継続的に安定した収益が期待できる事業分野に関しましては、新規参入を含めて検討してまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。



(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

事業部門	主な事業内容
投資・金融サービス業	・商品先物取引業
生活・環境事業	・生命保険、損害保険の募集 ・太陽光発電機・LED照明等の販売事業 ・映像コンテンツ配信業務 ・広告用電設資材卸売業
スポーツ施設提供業	・ゴルフ場関連事業
不動産業	・不動産賃貸業 ・宅地建物取引業
その他	・インターネット広告業 ・コンピュータハードウェア・ソフトウェアの販売

(6) 主要な営業所（平成27年3月31日現在）

① 当社

株式会社小林洋行	本社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号
----------	----	----------------------

② 子会社

株式会社フジトミ	本社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号
	支店	大阪支店
	営業所	保険事業部福岡オフィス
株式会社共和トラスト	本社	東京都中央区日本橋小舟町12番3号
株式会社日本ゴルフ倶楽部	本社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号
株式会社小林洋行コミュニケーションズ	本社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号
	営業所	京都オフィス
株式会社三新電業社	本社	東京都練馬区練馬三丁目21番11号
	営業所	日本橋オフィス
看板資材株式会社	本社	東京都練馬区練馬三丁目21番11号

(注) 株式会社三新電業社の日本橋オフィスは、平成27年4月1日付で支店に変更しております。

## (7) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
投資・金融サービス業	102 (6) 名	5名増
生活・環境事業	24 (4)	10名増
スポーツ施設提供業	12 (35)	4名増
不動産業	1 (0)	—
その他	6 (1)	1名増
全社（共通）	18 (4)	1名増
合計	163 (50)	21名増

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託・派遣社員、臨時雇用は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 従業員数が前事業年度末に比較して21名増加しておりますが、主な理由は、平成27年2月27日付で株式会社三新電業社を連結子会社化したためであります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7 (2) 名	4 (0) 名減	45.6歳	20.8年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託・派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度末と比較して4名減少しましたのは、子会社への転籍及び出向によるものであります。

## (8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	183,000千円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

### (訴訟)

当社の連結子会社である株式会社フジトミ及び株式会社共和トラストが受託した商品先物取引に関して10件の損害賠償請求事件が現在係争中であります。これは、連結子会社2社の不法行為により損害を被ったとして、連結子会社2社を被告として損害賠償請求を裁判所に提訴したものであり、損害賠償請求額は、103,573千円であります。これに対して当該2社は、何ら不法行為は無かったことを主張しております。

なお、結審に至るまでは相当期間を要するものと思われ、現時点では結果を予想することは困難であります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 27,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 10,094,644株 |
| ③ 株主数        | 10,307名     |
| ④ 大株主（上位10名） |             |

株主名	持株数	持株比率
株式会社東京洋行	2,788	29.52
株式会社りそな銀行	463	4.90
株式会社みずほ銀行	330	3.49
共和証券株式会社	312	3.30
細金英光	283	3.00
細金成光	282	2.99
細金千恵子	170	1.80
パーシク デイヴィジョン オブ ドナルドソラフキン アント シェンレット エスイーシー コーポレーション	161	1.70
トウヨウ セキュリテイズ アジア リミテッド アカウント フリーホープ	160	1.69
細金玲子	156	1.65

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示し、また、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を650,246株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	山 下 英 樹	株式会社共和トラスト代表取締役会長 株式会社日本ゴルフ倶楽部代表取締役社長 株式会社フジトミ社外取締役
代 表 取 締 役 社 長	細 金 成 光	株式会社小林洋行コミュニケーションズ代表取締役社長 株式会社三新電業社取締役会長 看板資材株式会社取締役
常 務 取 締 役	宮 崎 誠 二	業務部担当 株式会社小林洋行コミュニケーションズ監査役 株式会社日本ゴルフ倶楽部監査役
常 務 取 締 役	大 丸 直 樹	経営企画室長 株式会社三新電業社代表取締役社長 看板資材株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役	奥 田 啓 二	
監 査 役	霞 信 彦	慶應義塾大学法学部教授 オーウイル株式会社社外監査役
監 査 役	加 藤 周 二	株式会社マコト取締役会長 保土谷化学工業株式会社社外取締役

- (注) 1. 監査役霞 信彦氏及び加藤周二氏は、社外監査役であります。
2. 当事業年度中の取締役の担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりです。
- 代表取締役社長細金成光氏は、平成27年3月1日付で株式会社三新電業社の取締役会長及び看板資材株式会社の取締役に就任いたしました。
  - 常務取締役宮崎誠二氏は、平成27年3月1日付で経営企画室長から業務部担当となりました。
  - 常務取締役大丸直樹氏は、平成27年3月1日付で総務部長から経営企画室長に就任いたしました。また、同日付で株式会社三新電業社の代表取締役社長及び看板資材株式会社の代表取締役社長に就任いたしました。
3. 当社は、霞 信彦氏及び加藤周二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等

##### 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	4名	60百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	17 (8)
合 計 (うち社外役員)	7 (2)	77 (8)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第60回定時株主総会において年額360百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第60回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役霞 信彦氏は、慶應義塾大学法学部教授及びオーウイル株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役加藤周二氏は、株式会社マコトの取締役会長及び保土谷化学工業株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
監査役 霞 信彦	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、また、監査役会9回のうち9回に出席いたしました。長年にわたり大学・研究機関において、法務の研究に取り組み、その経験を通じて培った高い専門家としての学識・経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 加藤周二	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、また、監査役会9回のうち9回に出席いたしました。通商産業省（現経済産業省）及び企業役員としての豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役霞 信彦氏及び加藤周二氏とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回の改選期には当社が求める資質・経験等を十分に備えた適切な候補者を確保するには至らない状況の下で、適任ではない者を性急に社外取締役に選任することは当社のガバナンス上相当ではないことから、当該事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、平成27年6月26日開催予定の第68回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 至誠監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20

- (注) 1. 当社の子会社につきましては、株式会社共和トラストは、至誠監査法人が会計監査人となっております。また、株式会社フジトミは、明治監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- ③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と至誠監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第39条に設けておりますが、責任限定契約は締結していません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について決議した事項は、次のとおりであります。

- I 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社及び当社グループの全役職員は、法令並びに社会の構成員として企業人、社会人に求められる倫理や価値に基づき誠実に行動し、公正適正な経営を実現する。
  - (2) 取締役会は、取締役会規程によりその適切な運営が確保されている。取締役会は毎月1回開催することを原則とし、必要に応じて随時開催している。取締役会により取締役間の意思疎通を図り、また、相互に業務執行を監督するとともに、必要に応じて外部の専門家を起用することで、法令・定款違反行為の発生を未然に防止する体制を構築している。  
取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとしている。
  - (3) 当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行は、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、監査対象としている。
- II 業務の適正を確保するための体制
  - (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
    - ① 取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的記録により管理、保存する体制としている。
    - ② 文書の保存期間その他の管理は文書管理規程に、電磁的記録の保存その他管理は情報資産管理規則により行う体制としている。
  - (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスクの管理については、迅速かつ的確に対応すべくリスク管理規程及び事業継続計画を整備し、事業の継続を確保するための体制を構築している。
  - (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、原則として月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催している。
    - ② 会社の業務執行に関わる重要事項は、事前に常務会において検討、審議のうえ取締役会において執行決定を行う体制としている。
    - ③ 取締役会の決定に基づく業務執行は、組織規程、業務分掌規程により、責任者及び権限の詳細について定めることとしている。



- (4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程及び倫理綱領を定めている。
  - ② 法令及び社会倫理の遵守並びに内部監査のための体制として社長直轄の組織となる内部監査室を置き、次の業務を行う。
    - イ. コンプライアンス体制の整備及び維持のための調査を行う。その結果に基づき、必要に応じて各担当部署にて規則、ガイドラインの策定、研修の実施を行う。
    - ロ. 内部監査部門として業務の執行状況が定められた規程その他の基準に適合しているかどうかを定期的に監査し、結果について社長に報告するとともに執行部門にも還元し、業務執行の精度向上を図る。
  - ③ 取締役は当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役及び取締役会に報告し、是正を図る体制としている。
  - ④ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部監査室を受領者とする社内通報窓口を設け、内部通報制度に基づいてその運用を行っている。
- (5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社における業務の適正並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び同社の定款に適合することを確保するため、当社の役員が各会社役員等として関与し、各会社の業務執行の適正性を確保する体制としている。また、内部監査室は子会社の内部統制監査を実施して、リスク管理体制の有効性について評価し、その改善を図ることとしている。
  - ② 子会社の経営意思を尊重しつつ、重要事項は関係会社管理規程に基づき当社に報告を求める体制としている。また、子会社との定期的な情報交換の場を設けて、問題意識の共有化並びに対応についての効率化を確保する体制としている。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性・実効性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき使用人を指名する体制としている。
  - ② 指名された使用人への指揮権は監査役に移譲し、取締役会の指揮命令は受けないものとする体制としている。また、当該使用人が他部署の職務を兼任する場合には、監査役の指示を最優先して従事しなければならない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は取締役会に出席し、重要な報告を受ける体制としている。また、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に対して説明を求める体制としている。
- ② 「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する体制としている。
- ③ 内部監査室及び会計監査人と密接な連携を保っており、それぞれの監査の結果が報告される体制により、自らの監査成果の達成を図る体制としている。
- ④ 当社及び子会社の取締役等及び使用人等は、内部通報制度を利用して、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を社内通報窓口に通報できる体制になっており、通報内容は監査役に適時報告される。通報または監査役へ報告した者が当該行為を理由に不利な取扱いがされないよう、内部通報規程に基づき、通報者を保護する体制としている。

(8) 監査費用等の処理に係る方針

監査役より監査費用の前払いまたは償還等の請求があった場合には、その職務の効率性及び適正性に留意し、監査業務に支障がないよう速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社の子会社からなる企業集団は、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、正確で信頼性のある財務報告を行なう体制としている。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 当社は、役職員が業務を遂行する上での基本原則である倫理綱領に基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な事業活動を妨げる反社会的勢力との取引その他一切の関係を遮断し、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で対応している。
- ② 倫理綱領に則り、反社会的勢力排除の統括管理部門である業務部の主導のもと、研修等の実施を通じて役職員へ周知させ、反社会的勢力との関係断絶に対する意識の向上に努める。
- ③ 反社会的勢力排除に向け、平素から警察や弁護士等の外部専門機関との連携を密にして情報交換を行い、迅速に対応できる体制を構築している。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月24日開催の取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該決定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適性を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現に変更したものであります。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>8,197,822</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,021,122</b>
現金及び預金	3,441,253	買掛金	63,985
委託者未収金	46,920	短期借入金	20,200
売掛金	266,557	1年内返済予定長期借入金	20,400
有価証券	229,916	未払法人税等	37,175
たな卸資産	405,825	預り証抛金	3,641,719
保管有価証券	374,785	その他の流動負債	237,641
差入保証金	2,242,554	<b>固 定 負 債</b>	<b>718,178</b>
委託者先物取引差金	1,079,348	長期借入金	163,913
預託金	12,000	繰延税金負債	156,700
繰延税金資産	1,961	退職給付に係る負債	180,978
その他の流動資産	122,063	長期未払金	52,335
貸倒引当金	△25,362	その他の固定負債	164,251
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,481,052</b>	<b>特別法上の準備金</b>	<b>50,912</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,576,501</b>	商品取引責任準備金	50,912
建物	2,345,120	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,790,214</b>
土地	2,018,815	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他の有形固定資産	212,565	科 目	金 額
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>125,568</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>9,110,283</b>
ソフトウェア	36,058	資本金	2,000,000
その他の無形固定資産	89,509	資本剰余金	888,445
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,778,983</b>	利益剰余金	6,676,214
投資有価証券	2,244,186	自己株式	△454,376
繰延税金資産	327	その他の包括利益累計額	303,624
その他の投資	557,277	その他有価証券評価差額金	303,624
貸倒引当金	△22,807	少数株主持分	1,474,752
<b>資 産 合 計</b>	<b>15,678,875</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>10,888,661</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>15,678,875</b>

# 連結損益計算書

（平成26年4月1日から）  
（平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
営業収益		
受取手数	1,568,753	
売上買上	80,251	
その他の営業収益	1,470,888	
売上原価	1,724	3,121,617
営業総利益		1,005,820
営業費用		2,115,797
販売費及び一般管理費	2,358,105	2,358,105
営業外収益		242,308
受取配当金	17,354	
貸倒引当金戻入	39,402	
商品取引事故引当金戻入	976	
その他の収益	3,346	
営業外費用	7,434	68,514
支払利息	3,499	
その他	1,808	5,308
経常損失		179,101
特別利益		
固定資産売却益	1,282	
投資有価証券売却益	468,476	
負債のれん発生益	18,089	
その他	13,920	501,769
特別損失		
商品取引責任準備金繰入	1,221	
固定資産売却除却損	35,083	
デ－タ移行費等	12,530	
その他	4,763	53,597
税金等調整前当期純利益		269,069
法人税、住民税及び事業税	39,911	
法人税等調整額	△724	39,186
少数株主損益調整前当期純利益		229,882
少数株主利益		58,676
当期純利益		171,205

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成26年4月1日期首残高	2,000,000	888,445	6,528,619	△454,360	8,962,704
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△23,611		△23,611
当 期 純 利 益			171,205		171,205
自 己 株 式 の 取 得				△15	△15
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	147,594	△15	147,578
平成27年3月31日期末残高	2,000,000	888,445	6,676,214	△454,376	9,110,283

	その他の包括利益累計額		少 数 株 主 分 持	純 資 産 計
	そ の 他 の 備 用 金	そ の 他 の 包 括 利 益 計 額 合 計		
平成26年4月1日期首残高	314,910	314,910	1,421,409	10,699,024
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△23,611
当 期 純 利 益				171,205
自 己 株 式 の 取 得				△15
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△11,285	△11,285	53,343	42,057
連結会計年度中の変動額合計	△11,285	△11,285	53,343	189,636
平成27年3月31日期末残高	303,624	303,624	1,474,752	10,888,661

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,933,978</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>97,641</b>
現金及び預金	1,893,052	買掛金	3,822
売掛金	932	1年以内返済予定長期借入金	20,400
有価証券	10,000	未払金	45,661
前払費用	3,952	未払費用	3,902
関係会社短期貸付金	20,000	未払法人税等	12,985
未収入金	5,308	その他の流動負債	10,869
その他の流動資産	1,174	<b>固 定 負 債</b>	<b>496,884</b>
貸倒引当金	△442	長期借入金	162,600
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,799,878</b>	繰延税金負債	155,122
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,222,906</b>	退職給付引当金	16,486
建物	1,641,792	その他の固定負債	162,676
土地	1,473,270	<b>負 債 合 計</b>	<b>594,526</b>
その他の有形固定資産	107,844	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>3,576,972</b>	科 目	金 額
投資有価証券	1,320,147	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,814,792</b>
関係会社株式	2,109,624	資本金	2,000,000
長期差入保証金	5,150	資本剰余金	887,445
長期貸付金	22,050	資本準備金	887,445
関係会社長期貸付金	120,000	利益剰余金	5,381,723
その他の投資	700	利益準備金	360,000
貸倒引当金	△700	その他利益剰余金	5,021,723
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,733,857</b>	別途積立金	4,670,000
		繰越利益剰余金	351,723
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△454,376</b>
		評価・換算差額等	324,538
		その他有価証券評価差額金	324,538
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,139,331</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>8,733,857</b>

# 損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
営 業 収 益		
売 上 高	290,204	
関係会社事務代行収益	3,000	
関係会社受取配当金	10,659	303,863
売 上 原 価		186,694
営 業 総 利 益		117,169
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	304,043	304,043
営 業 損 失		186,874
営 業 外 収 益		
受取利息	3,011	
受取配当金	28,139	
貸倒引当金戻入	75	
その他	351	31,576
営 業 外 費 用		
支払利息	3,499	3,499
経 常 損 失		158,796
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	407,212	
受取保険金	12,769	419,982
特 別 損 失		
災害による損失	3,510	3,510
税 引 前 当 期 純 利 益		257,676
法人税、住民税及び事業税		43,732
当 期 純 利 益		213,943



# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金計 合		
		資本準備金	資本剰余金計 合	利益準備金	その他利益剰余金					
					別積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金計 合			
平成26年4月1日期首残高	2,000,000	887,445	887,445	360,000	4,670,000	161,391	5,191,391	△454,360	7,624,476	
事業年度中の変動額										
別途積立金の取崩										
剰余金の配当						△23,611	△23,611		△23,611	
当期純利益						213,943	213,943		213,943	
自己株式の取得								△15	△15	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	190,332	190,332	△15	190,316	
平成27年3月31日期末残高	2,000,000	887,445	887,445	360,000	4,670,000	351,723	5,381,723	△454,376	7,814,792	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成26年4月1日期首残高	339,857	339,857	7,964,333
事業年度中の変動額			
別途積立金の取崩			
剰余金の配当			△23,611
当期純利益			213,943
自己株式の取得			△15
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△15,318	△15,318	△15,318
事業年度中の変動額合計	△15,318	△15,318	174,997
平成27年3月31日期末残高	324,538	324,538	8,139,331

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社小林洋行

取締役会御中

至誠監査法人

代表社員 公認会計士 吉原 浩 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 浅井 清澄 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小林洋行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小林洋行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社小林洋行  
取締役会御中

至誠監査法人

代表社員 公認会計士 吉原 浩 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 浅井 清澄 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小林洋行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に基づき、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5月14日

株式会社小林洋行 監査役会

常勤監査役 奥 田 啓 二 ㊟

社外監査役 霞 信 彦 ㊟

社外監査役 加 藤 周 二 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、今後の事業展開のために必要な内部留保の充実及び業績などを総合的に勘案し、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

これらの基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金2円50銭といたしたいと存じます。また、この場合の配当総額は23,610,995円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月29日といたします。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社グループの事業内容の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に目的事項の追加を行うものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第28条第2項及び第36条第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条第2項の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
(1)～(14) (条文省略)	(1)～(14) (現行どおり)
(新 設)	<u>(15) 医療に係る保証に関する業務</u>
(新 設)	<u>(16) 保険業法に基づく少額短期保険業に関する業務</u>
(新 設)	<u>(17) 損害保険契約および生命保険契約の仲介に関する業務</u>
(15)～(24) (条文省略)	(18)～(27) (現行どおり)
(新 設)	<u>(28) 電飾看板工事および電気工事の材料の販売ならびに工事</u>
(新 設)	<u>(29) インターネット等を通じての通信販売業務</u>
(新 設)	<u>(30) 学習塾等の運営、管理および経営</u>
(25) (条文省略)	(31) (現行どおり)
第3条～第27条 (条文省略)	第3条～第27条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4. (条文省略)</p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4. (現行どおり)</p>
<p>第31条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第31条～第35条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額とする。</p>



第3号議案 取締役5名選任の件

取締役4名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	<p style="text-align: center;">やましたひでき 山下英樹 (昭和30年12月6日)</p>	<p>昭和54年7月 当社入社 平成8年6月 取締役 平成11年8月 営業本部長 平成12年4月 常務取締役 平成14年6月 専務取締役 平成15年6月 取締役 平成19年7月 代表取締役社長 平成20年6月 取締役会長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社共和トラスト代表取締役会長 株式会社日本ゴルフ倶楽部代表取締役社長 株式会社フジトミ社外取締役</p>	17,700株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
2	ほそがねしげみつ 細金成光 (昭和38年9月5日)	平成3年1月 当社入社 平成9年6月 取締役 平成12年12月 常務取締役 平成13年12月 国際・情報本部長 平成15年4月 金融事業本部長 平成18年6月 専務取締役 平成19年7月 代表取締役専務取締役 平成20年6月 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社小林洋行コミュニケーションズ 代表取締役社長 株式会社三新電業社取締役会長 看板資材株式会社取締役	282,828株
3	だいまるなおき 大丸直樹 (昭和23年7月25日)	平成12年4月 株式会社あさひ銀行 (現株式会社りそな 銀行)より当社に出向 平成13年4月 執行役員総務部長 平成13年10月 当社入社 平成14年7月 執行役員業務本部長 平成19年6月 取締役 平成22年4月 総務部長 平成25年7月 常務取締役(現任) 平成27年3月 経営企画室長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社三新電業社代表取締役社長 看板資材株式会社代表取締役社長	11,700株
4	※ わたなべひろし 渡辺宏 (昭和35年5月17日)	昭和59年4月 当社入社 平成20年8月 経理部長 平成27年3月 執行役員業務部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社三新電業社監査役	1,300株

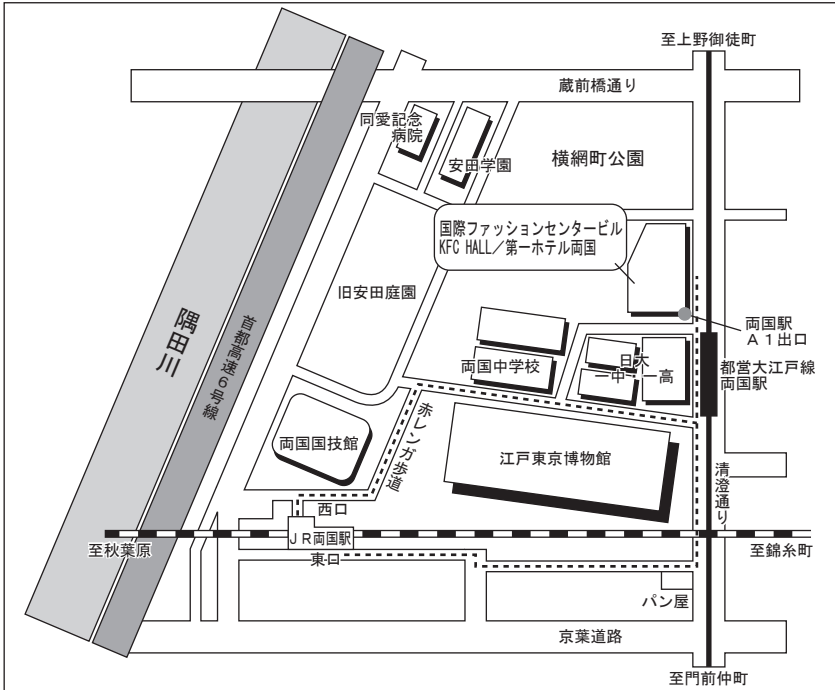
候補者 番号	氏 <sup>ふ</sup> <sup>り</sup> <sup>が</sup> <sup>な</sup> 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
5	※ いしかわしげあき 石川重明 (昭和19年7月21日)	昭和43年3月 警察庁入庁 平成5年8月 茨城県警察本部長 平成7年2月 警視庁刑事部長 平成9年1月 神奈川県警本部長 平成10年8月 関東管区警察局長 平成11年8月 警察庁官房長 平成14年8月 警視總監 平成16年2月 財団法人日本交通情報 センター理事長 平成20年1月 本間合同法律事務所 弁護士(現任) 平成20年4月 東京電力株式会社顧問 平成21年6月 丸紅株式会社社外取締役 平成22年6月 第一三共株式会社社外監査役 (重要な兼職の状況) 本間合同法律事務所弁護士	0株

- (注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 石川重明氏は、社外取締役候補者であります。
4. 石川重明氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、行政機関等での経験に基づく、専門知識と識見を当社の経営に反映していただくため、また弁護士としての豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する高度な知見による経営全般に対する提言を期待するためであります。
5. 石川重明氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 石川重明氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都墨田区横網一丁目6番1号  
KFCビル（3階 KFC Hall Annex）  
（国際ファッションセンター）  
電話（03）5610-5801



## ○交通

- ・地下鉄大江戸線……両国駅下車「A1」出入口に直結。
- ・JR総武線……両国駅下車

東口改札より改札出て左折。線路沿い直進し、つきあたり（清澄通り）を左折。徒歩約7分。  
西口改札より両国国技館・江戸東京博物館の間の歩行者道路（赤レンガ）に沿って徒歩約7分。

